

大阪家裁総第41号

令和4年1月14日

山中理司様

大阪家庭裁判所長 森 純子



司法行政文書不開示通知書

令和3年12月16日付け（同月17日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

後見開始の申立てをした代理人弁護士が自らを成年後見人候補者として推薦した場合、どういう条件を満たしていれば、そのまま成年後見人に推薦されるかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（担当） 総務課 電話06（6943）5432